

総務省統計局
労働力調査票

指定統計
第 30 号

(調査世帯内の満 14 才以上の者すべてにつき調査すること)

氏名 _____ 1 男 2 女

出生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 満年齢 _____ 才

世帯主との続柄 1. 世帯主 2. その他 婚姻関係 1. 未婚 2. 有配偶同居 3. 有配偶別居 4. その他

昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 分

地域符号		
地方	市・郡	区・町・村
単位地区	世帯	個人

世帯人員				
年齢別	総数	男	女	増減
総数	人	人	人	人
満14才未満	人	人	人	人
満14才以上	人	人	人	人

増減欄には前の月に比べての増減数を記入すること

指導員印
調査員印

全員に対して (1) 調査週間に収入を伴う仕事(家族従業者の従業を含む)をしましたか 然 否 (1)

(1) 又は (7) の場合	a. 就業時間		仕事 A ((7) の場合を含む) について		就業時間	就業上の地位	b. 業主に對して	e. 雇用に對して	(2)
	仕事 A	時間	1 従業先の名称	産業符号					
(2) の場合	仕事 B	時間	2 従業先の事業の種類	産業符号	△ 私法人の代表者以外の役員および公の代表者を含む	△ 自 営	△ 法 表 示 代 理 人	△ 有 無	△ 私 号
	合計	時間	3 従業先での本人の仕事の種類						

(3) 調査週間に就業しなかつたのは、不具、老齢又は一か月以上の病気のためですか 然 否 (3)

(1) の場合	(3) の場合	(4) 調査週間に収入を伴う仕事(家族従業者の従業を含む)をしたいと思いましたが	然 否	(4)
	(4) 場合	(5) 調査週間に何時間位(可能な範囲で)就業したいと思いましたが	時間	(5)
	(6) 場合	(6) 調査週間に人に依頼したり、公共職業安定所に申し込んだり、或はその他の方法で実際に仕事を探しましたか、又は以前に求職運動をしてその結果を持っていましたか	探 否	(6)
	(7) 場合	(7) 調査週間に仕事がありながら休業していたのですか	然 否	(7)
(8) 場合	(8) あなたは休業してから一か月以上(日曜日、定公休日を含めて)になりますか	一 一 月 月 上 下	(8)	
(9) 場合	(9) 調査週間の全日数或はその一部に対して、給料、賃金の支拂を受けましたか、又は将来その支拂を受けることになっていますか	然 否	(9)	
(10) 場合	(10) 調査週間中主として何をしていましたか	1. 通学 2. 家事 3. 一か月未満の病気 4. その他	(10)	

(1) の場合	(11) 場合	(11) 調査週間にした仕事以上に同じ仕事又は別の仕事をもつとしたいと思いましたが	然 否	(11)
	(12) 場合	(12) 調査週間にした仕事の外に何時間位(可能な範囲で)就業したいと思いましたが	時間	(12)
	(13) 場合	(13) 調査週間に人に依頼したり、公共職業安定所に申し込んだり、或はその他の方法で実際に仕事を探しましたか、又は以前に求職運動をしてその結果を持っていましたか	探 否	(13)
(14) 場合	a. 調査週間に失業対策事業に従事しましたか	然 否	(14) a	
(15) 場合	b. 調査週間中失業対策事業だけに従事したのですか	然 否	(14) b	

(4) の場合	(3. 6. 9. 12 月のみ)		(1. 4. 7. 10 月のみ)		この欄には計入しないこと	
	(15) 場合	一か月以上継続して従事して前職がありましたか	然 否	(17) 場合	調査週間にあなたの事業に従事したのは何人ですか	(I) (5) 又は (6) の時間数
	(16) 場合	前職について	(18) 場合	一年前に同じ産業で同じく自営業の業主として就業していましたか	然 否	(I) (2) a の合計時間数
	(17) 場合	a. 産業符号	b. 従業上の地位	(19) 場合	一年前に比べてあなたの事業に従事する人員に増減がありましたか	増 減
(18) 場合	c. 雇用に對して	△ 公 号	(20) 場合	臨時の賃間	A B C D	

産 業 符 号 表

符号および名称	符号および名称
<p>(農 林 業)</p> <p>01……農 業</p> <p>02……林業および狩猟業</p>	<p>(卸売業および小売業並びに 金融、保険および不動産業)</p> <p>51……卸 売 業</p> <p>52……小 売 業</p> <p>53……金融、保険および不動産業</p>
<p>10……漁業および水産養殖業</p>	<p>(運輸、通信およびその 他の公益事業)</p> <p>61……運 輸 業</p> <p>62……通 信 業</p> <p>63……その他の公益事業</p>
<p>(鉱 業)</p> <p>21……石炭鉱業</p> <p>22……その他の鉱業</p>	<p>70……サービス業</p>
<p>30……建設業</p>	<p>80……公 務</p>
<p>(製 造 業)</p> <p>41……紡織業、衣服および日用品製造業</p> <p>42……その他の製造業</p>	<p>90……その他の産業</p>

雇用者の従業上の地位符号表

符号	名 称
1	経 営 者
2	事 務 者、技 術 者
3	常 用 分 務 者
4	日 雇 労 務 者
5	見 習 徒 弟